

公共施設予約システム制度構築・運用業務委託に係る  
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

昨年からの新型コロナウイルス感染拡大により、本町の観光業は深刻な影響を受けおり、コロナ禍において、地域経済の回復が喫緊の課題となっている。

本町では、年間240,000人を超える観光客が訪れる鍋ヶ滝をはじめとし、多くの観光資源を有するが、感染防止、予防対策のため、多くの観光客が訪れる繁忙期は休園とするなど、規制を余儀なくされている。「密」を避けた感染防止対策と落ち込んだ地域経済の回復を両立することが極めて重要である。

この問題を解決するため、1日の入園者数を制限、分散させることで、コロナ禍での通常開園が可能となるほか、ニューノーマルな観光地として誘客を促進し、地域経済の活性化を図る。

2. 業務の概要

(1) 業務名

公共施設予約システム制度構築・運用業務

(2) 業務内容

公共施設予約システム制度構築・運用業務仕様書による。

(3) 業務期間

契約締結の日から令和3年12月20日(月)まで

(4) 履行場所

阿蘇郡小国町大字黒淵 4101 番地

(5) 事業費限度額

20,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

(6) 契約方法

プロポーザルにより選定した事業者を相手方として、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約とする。

3. 事業者の選定方法

公募型プロポーザル方式

4. 参加資格

当該公募型プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがな

されていない者

- (3) 租税を完納している者
- (4) 本町から指名停止の措置を受けていない者
- (5) 日本国内に本店、支店及び事業所等がある法人である者
- (6) 暴力団（小国町暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統治下にある者でない者
- (7) 過去3年以内において、国（独立行政法人等を含む。）又は地方自治体から受注した同種業務に関する業務実績を有する者

## 5. スケジュール

- 令和3年4月26日（月）：公募の開始
- 令和3年5月7日（金）：質問書受付締切
- 令和3年5月13日（木）：質問に対する回答
- 令和3年5月14日（金）：参加申込書受付締切
- 令和3年5月24日（月）：企画提案書等提出締切
- 令和3年5月27日（木）：プレゼンテーション
- 令和3年5月31日（月）：結果通知（予定）

## 6. 質問の受付及び回答

当該公募型プロポーザルに関する質問の受付及び回答の方法は、次のとおりとする。

### (1) 質問の受付

#### (ア) 受付期限

令和3年5月7日（金）午後5時まで（必着）

#### (イ) 提出方法

質問書（様式第6号）に記入のうえ、電子メールにて提出すること。

#### (ウ) 提出場所

小国町役場情報課（以下「主管課」という。）

Mail : syoukan@town.kumamoto-oguni.lg.jp

### (2) 質問に対する回答

受け付けた質問に対する回答は、令和3年5月13日（木）午後5時までに各質問者に対して電子メールにより回答する。

## 7. 参加申込書の提出

当該公募型プロポーザルに参加を希望する者は、次の書類を提出するものとする。

### (1) 提出書類

(ア) 公募型プロポーザル参加申込書（様式第1号）：1部

(イ) 法人概要（様式第2号）：1部

(ウ) 実績調書（様式第3号）：1部

### (2) 提出期限

令和3年5月14日（金）午後5時まで（必着）

(3) 提出場所

主管課

(4) 提出方法

持参又は郵送による。持参の場合は、閉庁日を除く日の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで受け付ける。郵送の場合は、郵便書留により提出期限までに必着とする。

8. 企画提案書等の提出

当該公募型プロポーザルに参加する者は、次の要領で企画提案書等を提出すること。ただし、提出期限までに企画提案書等の提出を行わない者は、参加申込書の提出がなかったものとみなす。なお、作成要領は別添の「資料作成要領」とおりとする。

(1) 提出書類

(ア) 企画提案書（様式第 4 号）

(イ) 企画提案書（本編）

(ウ) 見積書（様式第 5 号）及び見積内訳書

(2) 提出期限

令和 3 年 5 月 24 日（月）午後 5 時まで（必着）

(3) 提出部数

18 部及び提案内容を格納した CD-R 一式（原本 1 部、他 17 部は写し可）

(4) 提出場所

主管課

(5) 提出方法

持参又は郵送による。持参の場合は、閉庁日を除く日の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで受け付ける。郵送の場合は、郵便書留により提出期限までに必着とする。

9. プレゼンテーションの実施

提出された企画提案書等の内容について、審査委員会に対しプレゼンテーションを次の日程で実施する。審査委員会は評価基準に基づき審査を行う。なお、プレゼンテーションは原則として企画提案書の受付順に行い、詳細は各提案者に後日通知するものとする。

(1) 日時

令和 3 年 5 月 27 日（木）※時間は後日通知する。

(2) 場所

おぐに町民センター（熊本県阿蘇郡小国町大字宮原 1567 番地 1）

(3) 発表時間

1 事業者 30 分以内（プレゼンテーション 20 分以内 質疑応答 10 分以内）

(4) 出席者

3 人以内

(5) その他

(ア) プロジェクター及びスクリーンは小国町が準備する。

(イ) プレゼンテーションに必要なノートパソコン等は、提案者が準備する。

(6) 選定結果

契約予定者決定に至った経緯及び評価点は非公表とする。

(7) 結果通知

結果については、企画提案書を提出した事業者に対し、速やかに文書で通知する。

10. 契約の締結

審査委員会にて決定された契約予定者は、小国町との間で業務実施方針や手法等について協議・調整を行い、随意契約の方法により契約を締結する。

11. 参加事業者の失格

参加事業者が、小国町との契約締結までに次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に不備があると主管課が判断した場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 公平な審査を阻害する行為があった場合

12. その他留意事項

- (1) 当該公募型プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (2) 企画提案書は、1者1案とする。
- (3) 提出書類は、日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。
- (4) 書類提出後の提案等の修正又は変更は、一切認めない。
- (5) 提出された書類は返却しない。
- (6) 選定に関する異議は、一切受け付けない。

13. 問合せ先

〒869-2592 熊本県阿蘇郡小国町大字宮原 1567 番地 1

小国町役場 情報課 (担当：笹原)

電話：0967-46-2113 (直通)

Mail：syoukan@town.kumamoto-oguni.lg.jp